

〈井手町新庁舎機械警備委託業務仕様書〉

井手町

1. 委託業務名

井手町新庁舎機械警備委託業務

2. 警備業務場所及び警備業務対象施設

(1) 警備業務場所：京都府綴喜郡井手町

(2) 警備業務対象施設：井手町役場新庁舎

3. 警備業務対象施設の概要

本庁舎棟 3,758.58 m²

1F 1,114.18 m² 2F 1,282.90 m² 3F 1,282.72 m²

受水槽 64.80 m² 棟屋 13.98 m²

4. 業務委託の期間等

令和5年3月30日までに機器等の設置完了

令和5年4月1日～令和10年3月31日まで機械警備業務委託（長期継続契約）

5. 業務委託の目的・方法等

警備業法（昭和47年法律第117号）等に基づき、機械警備による警備業務を行うことにより、委託業務施設における不測の事態（盗難・侵入等）に対し予防・防止をするとともに違法又は不当な行為を排除し、尚且つ同施設が安全で安心して円滑な運営に寄与できることを目的とする。

受託者は添付図面に示すとおり施設に設置された警報機器によって伝達される異常の有無を受託者側の監視センターで監視し定められた待機所等から警備員を急行させ先の目的を履行できるように活動できる機械警備方式とする。

なお、機械警備に必要な電気工事等については受託者側が請負うこととする。

6. 警備時間

警備装置の作動開始時刻から作動解除時刻までとする。ただし、火災警報については24時間365日とする。

7. 警備区域

警備区域は図面の通り。

8. 警備業務の種類・概要

(種類)

(1) 防犯提供業務

警報機器が侵入者を感知し、監視装置にて受託者側の監視センターに侵入異常信号を送信、センターでは受信後直ちに、警備業法の定めによる時間内に警備員を到着させなければならない。

また、監視センターでは断続信号（二重発報）を受信した場合は、警察への通報も同時に行い、事案の未然防止・拡大の防止に努めなければならない。

さらに、必要に応じ施設管理者等への連絡も行なわなければならない。

(施設管理者等の緊急連絡先は事前に登録を行います)

(2) 火災提供業務

施設に別途設置される自動火災報知機より移報結線とする。

自動火災報知機より信号を受信し、監視装置にて受託者側の監視センターに火災信号を送信、センターでは受信後直ちに、警備業法の定めによる時間内に警備員を到着させなければならない。

また、監視センターでは、防犯警備が解除の状態であれば、現場へ電話連絡をし、火災信号受信の旨を伝えるとともに現場での火災発生の有無確認を行うこと。

建物全域が防犯警備セットであれば、警備員を急行させ、火災発生有りの確認出来れば、状況に応じ消防通報をおこなうこと。

警備員は火災発生時、関係機関と協力し合い事案拡大の防止に努めなければならない。

また、必要に応じ施設管理者等への連絡も行なわなければならない。

(施設管理者等の緊急連絡先は事前に登録を行います)

(概要)

- (1) 不審者、不法行為者の早期発見と措置
- (2) 委託業務施設の異常発見、通報及び緊急対応での措置
- (3) 盗難の早期発見と阻止
- (4) 火災の早期発見と初期消火の対応
- (5) 警報機器等の正常作動確認、監視及び異常発信時の措置
- (6) 機械警備に必要な受託者側全ての機械の保守点検、操作
- (7) その他不測事態の防止と阻止
- (8) 異常事態の確認と対応
- (9) 緊急事項の関係先への報告連絡
- (10) 監視業務実施事項の報告
- (11) その他、監視業務に付随する事項について両者協議の上取り決めた事項及び委託者側の要請事項

9. 警備体制

受託者は、業務遂行のため、警備業法第43条並びに機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年1月14日京都府公安委員会規則第2号）に基づいて、必要な数の警備員、車両その他の設備を適正に配置しておかなければならない。また、京都府公安委員会への届出を行い、24時間警備員を常駐させる待機所を設け、即応体制に備えること。

なお、待機所に待機する警備員は、受託者が直接雇用しているものであること。

10. 機械警備実施に伴う要領

関連施設の物理的特徴・運用を加味し基本システムを以下とする。

- ① 委託施設の運用によりセット・解除できるものとする。
- ② 受託者側監視センターではどの回路異常か判明するようにし、個別の信号として判断できるようにシステム構築する。
- ③ セット・解除の操作盤は宿直室での操作が出来るようにしなければならない。また、会計課執務室については個別でセット・解除が出来るようにしなければならない。

操作する警備用カードは、カード毎にブロックナンバー・個別番号を記録させ、施設管理者はカード管理強化（職員への貸与管理）できるものとする。

受託者側の監視センター等においても、問い合わせ時、即座に操作等使用されたカードのブロック、個別番号が判明できるようにする。

万が一紛失した場合、当該カードの登録を遅滞なく抹消することができる。

- ④ 警備信号を送出する為の回線を受託者が用意する。
- ⑤ 施設の計画は施設センサー設置位置図、並びに別表とする。（別図参照）
- ⑥ 機械警備業務実施に関わる必要な機器は受託者が設置の上、貸与するものとし、設置機器に対しては、常に正常作動の維持管理がなされるものとし、火災・防犯監視に使用されるセンサー用配線は、短絡及び断線検知方式がとられており、常に断線監視が可能であるとともに警備解除時のイタズラ・画策防止策を施されているものとする。

警備装置に異常等が発生した場合は、その異常等の信号を送信可能なものとして、速やかに警備装置の交換等の対応を実施する。また、配線の切断・短絡が発生しても同様に異常等の信号の送信が可能である。

- ⑦ 防犯センサーについては、個別に異常がわかるようにして多重異常の信号がとれ多重回路発報にて警察通報できることとし、警察と協力して被害縮小できるようにする。
- ⑧ 機械警備に使用する装置は、安全上の問題により一般的な商品取引による売買で、市場に流通していない自社開発の装置を設置する。

- ⑨ センサーを識別するためにアドレスを設定するとともに、どのセンサーが感知したかをデータで保管し、侵入経路を明白にすることができる。警察通報時の誘導また、受託者の点検がすばやく対応できる計画とする。
- ⑩ セット解除履歴の情報は委託者側でも遠隔で確認ができる機能を有するようにすること。
(委託者側のパソコンにて確認が可能とすること)
- ⑪ 不正な入場を防ぐこと及び委託者の警備かけ忘れに防止機能を有して、自動で警備セットを有する主装置を用意する事を基本とする。
- ⑫ 電気遮断において警備装置は30分以上のバックアップができ、警備提供が出来る様にしなければならない。また、バッテリーの交換と容量減少による自動通報も兼ね備える。

11. 機械警備運用に伴う要領

- ① 警備用装置類（受託者所有）は、発生した異常状態を受託者の監視センターに自動的に通報する機能を有するものとする。
- ② 発生した異常事態が侵入盗難に関わる場合は、その事態を阻止する為の最適な措置を速やかに講じることを目的とした主たる異常感知装置は、発生事態の場所（回路）の詳細について、的確かつ迅速に監視センターに通報する。
- ③ 監視センターにて警備対象となる施設に異常が発生したことを感知したときは、その状態を的確かつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持する為の最良の措置を実施する。受託者の巡回警備員の出勤が必要と判断した場合、これを速やかに急行させるとともに必要事項を指示するものとする。また、状況に応じて、関係機関への通報も行うこと。

12. 警備装置の設置、取替、変更、撤去及び引継ぎ

(1) 設置

- ① 本業務を行うために使用する通信回線については、受託者が用意することとし、通信に係る費用についても受託者が負担する。
なお、設置については、委託者・受託者協議の上、施工するものとする。
- ② 警備装置の設置の際には、既存の機器に影響がないように留意することとし、影響が生じた場合、受託者の負担により速やかに修復を行うものとする。
- ③ 警備業務対象施設に設置されたセンサーなどの種類、個数及び設置場所を明記した図面を提出するものとする。(変更が生じたときは、その都度その施設の図面を提出するものとする。)
- ④ 警備業務対象施設に設置される自動火災報知設備との連携を図る。
- ⑤ 受注後直ちに新庁舎建設に係る設計・電気設備業者等と必要に応じ協議し、令和5年3月30日までに機器の設置等を完了させておくこととする。

(2) 取替

委託者は、履行開始後、受託者の設置した警備装置について、本契約の警備内容に十分対応できないと判断した場合、受託者の負担により機器類のすべてまたは一部を取替させることができる。入れ替えるまでの間は、受託者の責任において機械警備に代わる人的警備（夜間巡回、常駐等）等を実施するものとする。

(3) 変更

受託者の都合により警備装置の規格等に変更が生じた場合は、速やかに委託者と協議の上で、受託者の負担により取り替えるものとする。

(4) 撤去

履行期間終了後、受託者は警備装置を撤去し、撤去痕に関しては補修するものとする。これに要する費用については、受託者の負担とする。

13. 警備報告

事故発生または改善事項、連絡等について、その都度詳細に状況を記載の上、委託者に報告書を提出すること。

14. 損害賠償

業務遂行中、受託者の過失により委託者が損額を被った場合、受託者は下記の金額を限度として賠償の責任を負う。賠償限度額は、1 事故につき、対人賠償・対物賠償合わせて10 億円とする。

15. 工事について

町の指定する期間とし別途落札者との打ち合わせを行う。

16. その他

(1) 本業務は、長期継続契約であるため翌年度以降における所要の予算の当該金額について変更が生じた場合は、この契約を変更または解除することがある。

(2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

本仕様に関する、質疑については井手町役場総務課に持参またはFAXにてお問い合わせください。井手町FAX番号 0774-82-5055 (担当:小島)

各指名業者に質疑に対しFAXで回答いたします。(各指名業者は返答用FAX番号を明記)

質疑は令和4年10月24日(月)午後4時までとしそれ以外は一切お答えいたしません。

注意: 郵送・電話による質疑は受け付けません。